

Actus Newsletter(資産税)

相続時精算課税制度の適用について



生前の贈与による資産移転の円滑化を図るため、相続税と贈与税の一体化措置として、平成15年度改正により創設された相続時精算課税制度について、令和6年1月1日以降に適用する場合には、累計2,500万円の特別控除に加えて、**年間110万円の基礎控除**が設けられる等、**その利便性が従前の制度に比べ向上しております**。今回は相続時精算課税制度の仕組みについて、暦年課税制度と比較しながらご紹介します。

■ 相続時精算課税制度について

贈与税の原則は暦年課税制度であり、年間110万円の基礎控除額を超えた贈与に対して贈与税が課されます。対して相続時精算課税制度は、原則として**60歳以上の父母又は祖父母**などから、**18歳以上の子又は孫**などに対し**贈与した際に選択できる制度**で、贈与額は**累計2,500万円までは課税されず**、超えた部分に**一律20%の贈与税**が課されます。相続時には贈与時の評価額で相続財産に加算して相続税を計算し、納付された贈与税は控除されます。令和6年1月以降の相続時精算課税制度の贈与から、**年間110万円までの基礎控除**が適用され、年間110万円以下の贈与は贈与税がかからず、**贈与税の申告も不要**となります。

●相続時精算課税制度と暦年課税制度の比較(赤字が令和6年1月以降の贈与で新たに適用されるもの)

区分	相続時精算課税制度	暦年課税制度
贈与者	60歳以上の父母又は祖父母など(贈与者ごとに選択可)	制限なし
受贈者	18歳以上の子・孫など(子・孫ごとに選択可)	制限なし
選択	必要(一度選択すると相続時まで継続適用)	不要
控除額	基礎控除:年間110万円(毎年使用可) 特別控除:累計2,500万円(複数年で使用可)	基礎控除:110万円(毎年使用可)
計算方法(税率)	{(贈与額-110万円)-2,500万円}×20% ※税率は一律となる	10%~55%の累進税率(20歳以上の者が直系尊属から受ける場合は特例税率)
相続時	生前に贈与された財産を、贈与時の評価額により相続財産に加算 年間110万円超の贈与財産は110万円を除いた部分を加算	相続開始前7年以内の贈与は相続財産に加算 年間110万円以下の贈与財産についても加算

■ 相続時精算課税制度を活用できる事例

- 令和6年から7年間、毎年110万円の贈与をしていた方に相続が発生した場合
 - ・相続時精算課税制度を利用の場合…相続財産への**加算額はゼロ**となります
 - ・暦年贈与制度を利用の場合…110万円×7年=**770万円が相続財産へ加算**されます
- 将来的に値上がりが予想される自社株や、時価上昇が期待される不動産などの財産の贈与を行った場合
 - ・相続時精算課税制度を利用の場合…**贈与時の価額**で相続財産に加算するため、相続時の価額が上昇している場合には、相続税を減少させる効果があります
 - ・相続時精算課税制度の利用がない場合…**相続時の価額**で相続財産に加算します

■ 相続時精算課税制度の注意点

- 相続時精算課税制度を選択しようとする受贈者は、年間110万円以下の贈与であっても、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、納税地の所轄税務署長に対して、一定の書類とともに「**相続時精算課税選択届出書**」を**贈与税の申告書に添付して提出**する必要があります。また、**相続時精算課税制度を一度選択すると、同じ贈与者からの贈与について、暦年課税制度は適用できません**。
- 相続時精算課税制度の基礎控除額110万円については、贈与をした人ごとではなく、**贈与を受けた人ごとに年間110万円**となります。そのため、1年間に複数の人から相続時精算課税制度に係る贈与を受けた場合、基礎控除額110万円を**贈与者ごとの贈与税の課税価格で按分**します。
- 相続時精算課税制度の適用を受けた贈与者に相続が発生した際は、年間110万円超の贈与部分について、**贈与時の価額**で相続財産に含めて相続税を計算することになります。したがって、**贈与時より相続発生時の価額が下がった場合には、相続税の負担が増加**する場合がありますので注意が必要です。ただし**災害により一定以上の被害を受けた場合には、相続財産に含める金額を再計算**する事ができます。

相続のことなら アクタスにおまかせください

アクタスサービスラインナップ

相続税の申告支援業務

相続税申告

申告期限は10か月です。
年間100件以上の申告実績がある
アクタスが丁寧に対応します。

税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、
書面添付制度の導入により税務調査の
対策を随時おこなっています。

スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ
に対応し、税金の不安をいち早く
解消させます。

相続事前対策業務

簡易診断

お持ちの財産について、概算での
評価と相続税を計算し、現状を分
析します。

遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ
う自筆証書遺言や公正証書遺言の
作成を支援します。

事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A
まで含め、様々なパターンによる
事業承継をサポートいたします。

相続後のご相談

二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活
用した節税、保険加入や不動産の
提案など様々な節税対策を支援し
ます。

不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却
を支援します。

譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！